

令和5年1月

第1回 つるぎ町農業委員会総会会議録

日 時 令和5年1月24日 午後1時25分

場 所 つるぎ町役場 本庁舎2階 委員会室

## 付 議 案 件

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法の改正に伴う農地法第 3 条第 2 項第 5 号で  
定めた下限面積及び別段面積公示の廃止について

議案第 4 号 農用地利用集積計画による利用権設定について

つるぎ町農業委員会会議録（令和5年第1回）	
招 集 場 所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3 つるぎ町役場 本庁舎2階委員会室
開 会 日 時	令和 5年 1月24日（火） 午後 1時25分
閉 会 日 時	令和 5年 1月24日（火） 午後 2時22分

出 席 及 び 欠 席 委 員							
職 名	氏 名	出	欠	職 名	氏 名	出	欠
会 長（11番）	桑平 稔	○		委 員（7番）	丸本 昭		○
職務代理（2番）	坂本 誠治	○		委 員（8番）	堀部 勝博	○	
委 員（1番）	大西 昭	○		委 員（9番）	藤村 晃	○	
委 員（3番）	岡本 伸清		○	委 員（10番）	小栗 利文	○	
委 員（4番）	浅川 虎夫		○	委 員（12番）	松岡 和夫	○	
委 員（5番）	塩田 勇	○		委 員（13番）	小倉 正	○	
委 員（6番）	柴田 純二	○		委 員（14番）	西岡 勝幸	○	

議事録署名委員	5番 塩田 勇	6番 柴田 純二
---------	---------	----------

職務のため会議に出席した者職氏名	つるぎ町農業委員会事務局長 二宮 仁郎 つるぎ町産業経済課課長補佐 松浦 陽子
説明のため会議に出席した者職氏名	

付 議 事 件	別紙のとおり
---------	--------

【午後 1時25分 閉会】

事務局（二宮事務局長）

委員の皆さま、こんにちは。

本日はお忙しい中、令和5年第1回総会にご出席いただきありがとうございます。

それでは、つるぎ町農業委員会会議規則第6条により会長が議長を務めることとなっておりますので、これよりの議事進行につきましては桑平会長にお願いいたします。

会 長（桑平 稔）

開会に先立ちまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

新年が明け1ヶ月が経過しようとしておりますが、改めまして明けましておめでとうございます。

本日、令和5年最初の総会でございますが、委員の皆様には公私共に大変お忙しい中ご出席を賜り、本会議が開催できます事を厚くお礼申し上げます。

さて、日本の現状は、皆さまもニュース等でご存じのとおり、終息の兆しが未だ見通しのない新型コロナウイルスが猛威を振るっております。

変異種のオミクロン株による感染で、第8波突入の現状であります。

委員の皆様におかれましては、今後も引き続き、感染拡大を懸念した感染予防を徹底されますことをお願いいたします。

そして、一昨年に引き続き、米の生産調整や米価の下落等、農業を巡る情

勢は厳しいものがあり、遊休農地・耕作放棄地の増加に加え、有害鳥獣による農作物の被害増加など多くの課題を抱えております。

今後は、担い手をはじめとする営農組織の育成を図り、地域の皆様とともに気軽に相談できる身近な農業委員会として、今年も委員各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

ただ今から令和5年第1回つるぎ町農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会は、農業委員14名のうち、半数を超える委員さんが出席しており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定によりまして、会議は成立しております。

なお、本日の案件はお手元の議案書のとおり、「日程第2」まででございます。

慎重審議を賜りまして、全案件のご承認をいただけますとともに、本会がスムーズに進行できますよう、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、着座にて議事を進めさせていただきます。

## 日程第1 会議録署名委員の指名について

議長（桑平 稔）

はじめに、「日程第1 会議録署名委員の指名」についてですが、会議規則第18条の規定により、議長の私から指名させていただくことにご異議ござ

いませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（桑平 稔）

異議なしの声がありましたので、会議録署名委員は、「議席番号5番 塩田委員」と「議席番号6番 柴田委員」の両名を指名いたします。

よろしく願いいたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長（桑平 稔）

続きまして、「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の審議をお諮りします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局（二宮事務局長）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（桑平 稔）

事務局の説明が終わりました。

1番の申請について、柴田委員さんより調査結果の報告をお願いいたします。



地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

申請地の位置については、会議資料の 8 ページの位置図のとおりです。

申請地については、登記簿地目については「田」ではありますが、現況は畑として、季節野菜や果実の樹木も作付けされ、きれいに耕作されていました。

今回の申請地は譲受人の自宅の西隣りに位置しており、以前は●●●●●の小規模施設の活動の一環として農作業を行い、今日に至っております。

長い年月、耕作を行ってきた経緯もあり、今般、双方の間で売買による所有権移転をするとの話が整い、申請があがったようです。

権利取得後は、今までと同様に季節野菜を作付けし耕作を続ける計画です。

周囲への悪影響を及ぼさないよう十分な配慮をする旨、附記されております。

農地利用でございますので許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願い致します。

以上で報告を終わります。

議 長 (桑平 稔)

続きまして、3 番の申請について、担当地区の浅川委員さんに替わりまして、坂本委員さんより調査結果の報告をお願いいたします。

坂本誠治委員

3 番の申請について、1 月 1 8 日に事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

申請地の位置については、会議資料の14ページの位置図のとおりです。

譲渡人は町外在住ということで、今回の申請地の保全管理に苦慮していました。

譲受人が町内在住の譲渡人の叔父であるため、今後の保全管理を一任することとなり、贈与による所有権移転の話が整い申請があがってきたようです。

権利取得後は、こまめな保全管理が行い、既存のしきびの収穫、栗・お茶の管理栽培を行う計画です。

農薬の使用についても、周囲への悪影響を及ぼさないよう十分な配慮をする旨、附記されております。

農地利用でございますので許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願い致します。

議長（桑平 稔）

以上で、事務局からの説明並びに調査を行っていただいた担当地区委員さんの報告が終わりました。

他の委員の皆さん、ご意見、ご質問はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

それでは、ご意見、ご質問ともにならないようですので、これより採決いたします。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、全案件を許可することに異議はございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

異議なしということですので、「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、全案件を許可することに決定いたしました。

日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（桑平 稔）

続きまして、「日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」をお諮り致します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

議長（桑平 稔）

事務局の説明が終わりました。

1番の申請について、小栗委員さんより調査結果の報告をお願いいたします。

小栗利文委員

1番の申請地について、1月18日事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりでございます。

申請地の位置については、会議資料の21ページの位置図のとおりです。

農地区分は、第2種と判断しました。

申請者は、現在妻の実家で同居していますが、子どもの成長に伴い、手狭になってきたため、実家の隣接地となります申請地を自己住宅の建築地として選定しました。申請地については、妻の祖父が所有しており、住宅敷地として利用することに同意を得て、さらに贈与をするとの申し出もあり、申請があがったようです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っています。

許可後は、南側の石垣を取り壊して、余分な土を低い方にならして整地をし、L型擁壁を施工します。取水は町水道から引き込み可能であり、排水については、申請地北側道路脇の農業集落排水に放流します。

管轄する土地改良区の受益地でない事の証明書の提出もあります。

第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（桑平 稔）

以上で、事務局からの説明並びに調査を行っていただいた担当地区委員さ

んの報告が終わりました。

他の委員の皆さん、ご意見、ご質問はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（桑平 稔）

それでは、ご意見、ご質問ともないようですので、これより採決いたします。

「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」許可することに異議はございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（桑平 稔）

異議なしということですので、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたしました。

日程第2 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の改正に伴う農地法第3条第2項第5号で定めた下限面積及び別段面積公示の廃止について

議 長（桑平 稔）

続きまして、「日程第2 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の改正に伴

う農地法第3条第2項第5号で定めた下限面積及び別段面積公示の廃止について」を議題とし、お諮りします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（二宮事務局長）

「議案第3号 農業経営基盤強化促進法の改正に伴う農地法第3条第2項第5号で定めた下限面積及び別段面積公示の廃止について」をご説明させていただきます。議案書は3ページをお開きください。

下限面積の設定につきましては、会議資料28ページにありますとおり、遡りますと、平成21年11月開催のつるぎ町農業委員会総会において、つるぎ町の旧3区域で分け、旧半田町・旧一字村は20アール、旧貞光町は30アールで定めることを承認され、平成21年12月15日付けで公示をし、今日まで施行されてまいりました。

これまで農地法第3条の許可申請においては、譲受人の住民登録地または申請農地の所在地番に基づいた区域の下限面積を所有することが条件として、申請を受付し、総会で審議し、許可交付を決定してまいりました。

このたび、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条の規定により、令和5年4月1日の施行日以降、つるぎ町で規定された下限面積の要件は適用されなくなります。

改正法の施行に伴い、その効力が失われることから、これまで定めていた別段面積の公示を廃止するための手続きを行うため、会議資料29ページの公示の様式（案）に公示年月日を本日の総会終了後の年月日、効力発生日に

については令和5年4月1日と定め公示をすることといたすものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長（桑平 稔）

事務局の説明が終わりました。

本案件につきまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

小倉正委員

公示の廃止ということだが、設定された面積は変わらないのか。

事務局（松浦課長補佐）

今まで設定された下限面積を所有することが要件であったが、改正によりその要件が適用されないこととなり、縛りが解消され、農地の所有権移転が緩和されることとなります。

下限面積が設定されていることで、今まで農地を購入することが出来ず耕作を諦めていた方も、今後は制限なく所有権移転をすることが出来るということになります。

事務局（二宮事務局長）

近年、農業の担い手不足が進行していますが、逆に耕作をしたくても農地を持っていない、購入するための面積を保有していないために断念した方も

いらっしゃいました。

今回のこの廃止により、本当に耕作をしたい方が農地を購入し易くなるといういいきっかけになると思っております。

小倉正委員

そうですね。分かりました。

(事務局・事務局長の説明に出席委員全員がうなづく。)

議 長 (桑平 稔)

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長 (桑平 稔)

それでは、ご意見、ご質問ともにならないようですので、これより採決いたします。

「議案第3号 農業経営基盤強化促進法の改正に伴う農地法第3条第2項第5号で定めた下限面積及び別段面積公示の廃止について」を承認することに異議はございませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

議 長（桑平 稔）

異議なしということですので、「日程第2 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の改正に伴う農地法第3条第2項第5号で定めた下限面積及び別段面積公示の廃止について」は、承認することとし、効力発生日を令和5年4月1日からとして公示することに決定いたしました。

日程第2 議案第4号 農用地利用集積計画による利用権設定について

議 長（桑平 稔）

続きまして、「日程第2 議案第4号 農用地利用集積計画による利用権設定について」をお諮りします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（二宮事務局長）

議案第4号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（桑平 稔）

事務局の説明が終わりました。

本案件につきまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（桑平 稔）

それでは、ご意見、ご質問ともないようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（桑平 稔）

異議なしということですので、「日程第2 議案第4号 農用地利用集積計画による利用権設定について」は、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。

議 長（桑平 稔）

以上で、本日の議案審議は終了しました。

委員の皆さん、その他ご意見、ご質問はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（桑平 稔）

ご意見、ご質問ともないようですので、以上をもちまして、令和5年第1回つるぎ町農業委員会総会を閉会いたします。

長時間、慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

【午後 2時22分 閉会】

議 長 桑平 稔

会議録署名委員 5番 塩田 勇

会議録署名委員 6番 柴田 純二